

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第134号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第191号）  
下菊橋測水所における平成15年度以前の流量観測における観測方法の測定方法を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容  
不存在決定
- 3 担当課（所）  
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯
 

(1) H23. 3. 30 公開請求	(4) H24. 3. 30 諮問
(2) H23. 4. 13 不存在決定	(5) H25. 9. 25 答申
(3) H23. 5. 2 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果  
不存在とした決定は、結論として妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、実施機関から、平成15年度以前の高水観測時における観測方法のうち測定方法について説明を受けたが、公開請求時点と異なる方法であったので、その方法を記載した文書を請求したとし、業務委託契約書類における作業計画書に記載されているはずであると主張している。</p> <p>実施機関は、本件公開請求は、高水流量観測における浮子観測による測定方法であると理解して、本件処分を行ったとしている。また、作業計画書を含む水文観測業務委託に係る公文書の保存期間については、平成8年度までは永年、その後、原則として保存期間は5年としていたとし、公開請求のあった時点で保管していた作業計画書について確認したところ、いずれも公開請求に係る測定方法は記載されていなかったと主張している。</p> <p>当審査会において、平成15年度以前の関連する公文書の提示を要請したところ、提示された永年保存である平成8年度以前の作業計画書に測定方法の記載はなかった。</p> <p>また、実施機関は、平成9年度から平成16年度までの公文書については、保存期間の5年を経過していたことなどから廃棄したものと思われるが、廃棄時期は不明であり、本件処分の時点で存在したか否かは不詳であると述べている。</p> <p>以上のようなことから、現在においては平成9年度から平成15年度及び平成16年度の測定方法を確認することはできないが、実施機関は関連する公文書の保存期間を5年としていたと述べており、他に当該期間の作業計画書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないので、実施機関において本件公開請求に係る公文書を保有していないと認めざるを得ず、本件処分は、結論として妥当である。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第134号

# 答 申 書

平成25年9月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存とした決定は、結論として妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年3月30日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

下菊橋測水所における流量観測で、平成15年度以前の観測方法での測定方法を記載した文書

なお、公開請求書の「公文書の内容」欄には、「平成16年以前」と記載されているが、趣旨を勘案して、以下、上記のように表記する。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成23年4月13日に、本件公開請求について、不存決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年5月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年3月30日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりであ

る。

下菊橋測水所では、平成15年度以前にも流量観測が行われており、その測定方法に係る公文書が存在しないはずがない。もし、測定方法が不存在とするなら、流量観測も行えず、観測結果も存在しないはずである。

実施機関の理由説明書によれば、作業計画書を含む契約関係書類が保管されているとのことであるが、観測方法に関する内容は、作業計画書に記載されているはずである。

実施機関は、異議申立人に対して、平成15年度以前は6本の浮子を投入して流量を観測していたと説明しており、このことの根拠となる資料がないはずがない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び提出資料で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

下菊橋測水所では、昭和53年から現在の場所で水文観測業務委託によって、水位・流量観測が開始され、現在まで継続的に実施している。業務委託は、平成13年度までは河川課が行い、その後は辰巳ダム建設事務所が行っており、公文書の保存期間は、平成8年度までは永年、平成9年度以後は5年としていた。

異議申立人に確認したところ、本件公開請求に係る、平成15年度以前に実施された観測方法とは、洪水時の高水流量観測における浮子観測の測定方法のことであり、平成16年度から観測方法を変更したため、平成15年度以前と現在では測定方法が異なっていると認識しているとのことであった。

下菊橋水位観測所に係る流量観測に関して保管している文書としては、各年の観測結果をとりまとめた流量報告書及び作業計画書を含む契約関係書類であるが、請求の対象となる観測方法は記載されていないことを確認している。

なお、作業計画書を含む契約関係書類については、原則として、保存期間の5年を経過したものは廃棄しているが、現在のところ、平成8年度までのもの及び平成17年度以後のものを保管している。本件処分の時点で、平成15年度及び平成16年度のものを保管していたかどうかは不詳である。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

下菊橋測水所において、平成15年度以前の流量観測の観測方法における測定方法を記載したとされる文書である。

### 3 本件公開請求に対応する公文書の不existenceについて

異議申立人は、実施機関から、平成15年度以前の高水観測時における観測方法のうち測定方法について説明を受けたが、公開請求時点と異なる方法であったので、その方法を記載した文書を請求したとし、業務委託契約書類における作業計画書に記載されているはずであると主張している。

実施機関は、本件公開請求は、高水流量観測における浮子観測による測定方法であると理解して、本件処分を行ったとしている。また、作業計画書を含む水文観測業務委託に係る公文書の保存期間については、平成8年度までは永年、その後、原則として保存期間は5年としていたとし、公開請求のあった時点で保管していた作業計画書について確認したところ、いずれも公開請求に係る測定方法は記載されていなかったと主張している。

当審査会において、平成15年度以前の関連する公文書の提示を要請したところ、提示された永年保存である平成8年度以前の作業計画書に測定方法の記載はなかった。

また、実施機関は、平成9年度から平成16年度までの公文書については、保存期間の5年を経過していたことなどから廃棄したものと思われるが、廃棄時期は不明であり、本件処分の時点で存在したか否かは不詳であると述べている。

以上のようなことから、現在においては平成9年度から平成15年度及び平成16年度の作業計画書における測定方法を確認することはできないが、実施機関は関連する公文書の保存期間を5年としていたと述べており、他に当該期間の作業計画書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないので、実施機関において本件公開請求に係る公文書を保有していないと認めざるを得ず、本件処分は、結論として妥当である。

### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 30 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 9 1 号)
平成 24 年 6 月 18 日	○実施機関 (土木部河川課) から理由説明書を受理した。
平成 25 年 3 月 24 日 (第 237 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 4 月 24 日 (第 238 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 6 月 27 日 (第 240 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 7 月 25 日 (第 241 回審査会)	○事案の審議を行った。